

事務事業評価シート

(評価対象年度：平成 30 年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名		固定資産評価審査委員会事業				②事業番号		0501	
③事業類型		1. 法上(必須)事業		④開始年度		年度		⑤終了予定年度	
⑥根拠法令等		○ 法令		○ 条例		規則		要綱	
⑦実施手法		○ 直営		全部委託		一部委託		補助・負担	
⑧関連予算科目コード		款		2		項		2	
⑨担当部名		固定資産評価審査委員会		⑩担当課名		固定資産評価審査委員会		会計	
								一般会計	

2. 事務事業の現状把握【DO】

【1】事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)		対象指標(対象者数を表す指標)		単位	
① 固定資産課税台帳に登録された価格に対する審査申出		① 固定資産評価審査申出人数		人	
②		②			
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)		活動指標(活動の量を表す指標)		単位	
固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に対する不服審査の申出について、固定資産評価審査委員会が審査し、審査の決定を行う。		① 固定資産評価審査委員会の開催回数		回	
		②			
		③			
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)		成果指標(意図の達成度を表す指標)		単位	
固定資産税評価額の妥当性、適法性を審議する。審査申出に対し公正・適正な審査を行い、決定する。		① 審査決定件数		件	
		② 計算式			
		③ 計算式			
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)		総合計画体系上の位置付け			
固定資産評価額の公正・適正な価格決定を保障する。		政策(章)			
		施策大(節)			
		施策中			
		施策小			

【2】各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	
対象指標①	固定資産評価審査申出人数	人	1	0	2	—	—	指標値の推移における特殊要因などの説明
対象指標②								
活動指標①	固定資産評価審査委員会の開催回数	回	3	0	8	—	—	
活動指標②								—
活動指標③								
成果指標①	審査決定件数	件	1	0	2	—	—	
成果指標②								事業費などの推移における特殊要因などの説明
成果指標③								
事業費	投入人員	人	0.12	0.05	0.12	0.12		
	正職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	964	402	973	973		—
	直接事業費	千円	104	11	175	317		
	総事業費	千円	1,068	413	1,148	1,290		
財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0		—
	府支出金	千円	0	0	0	0		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	1,068	413	1,148	1,290		

【3】事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとなった。
②開始から現在までこの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	平成11年の地方税法改正により、固定資産評価審査委員会への審査申出は評価額(価格)に関するものとなった。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価 **A**

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	総合計画体系外
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	地方税法に基づき固定資産評価審査委員会の設置が義務付けられている。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	法令で定められた内容について事務を行う。(審査申出があった場合のみ)
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	固定資産税の評価額の公正・適正な価格について審査・決定するものであり、固定資産税に対する市民の権利保護を目的として法制度上決められている。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価 **A**

⑤期待どりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	固定資産の評価額の不服審査の申出について固定資産評価審査委員会が中立的な立場から審査・決定を行うことは、公正・適正な価格の決定を保障するものであり、成果は得られている。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)	ア. ある イ. ない	地方税法に基づく制度であるが、審査が円滑に進むよう今後とも努めていく。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	法令に基づき設置された独立した行政機関が行う事務である。

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価 **A**

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費＋人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	法令に基づき設置された行政委員会が審査申出に対して審査・決定するものであるが、審査が円滑に進むよう今後とも努力していく。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	地方税法において固定資産税の価格に対して不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができる旨規定されている。

4. 総合評価

総合評価	評価(A～D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 事業の進め方に改善が必要 C: 事業規模、内容、実施主体の見直しが必要 D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	固定資産評価事務関係者の評価技術の習得及び向上等が課題である。	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

A	ア. 現状のまま継続	イ. 見直しのうえで継続	ウ. 終了 (年まで)	エ. 休止 (年から)	オ. 廃止 (年から)
	<今後の展開方針> a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)				
①改革、改善の具体案、実施年度など		—			
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策		—			